

市町村子ども・子育て支援事業計画
における「量の見込み」の算出等
のための手引き

平成26年1月

◆◇ 目 次 ◇◆

<1> 基本的考え方

1. 利用希望を把握するための調査を行う趣旨
2. 提供体制確保の実施時期の設定

<2> 量の見込みの算出

- I. 全国共通で「量の見込み」を算出する項目
- II. 量の見込みの具体的算出方法

以下は技術的な計算式等のため省略

＜ 1 ＞ 基本的考え方

1. 利用希望を把握するための調査を行う趣旨

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成することとされている。その計画の中では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることになっている。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等をふまえて作成されることが必要である。

そこで、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下、「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。

（子ども・子育て支援法）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 (略)

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6～10 (略)

(子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案))

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握

(一) 現状の分析

市町村子ども・子育て支援事業計画については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成することが必要である。

(二) 現在の利用状況及び利用希望の把握

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等(以下「利用希望把握調査等」という。)を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。

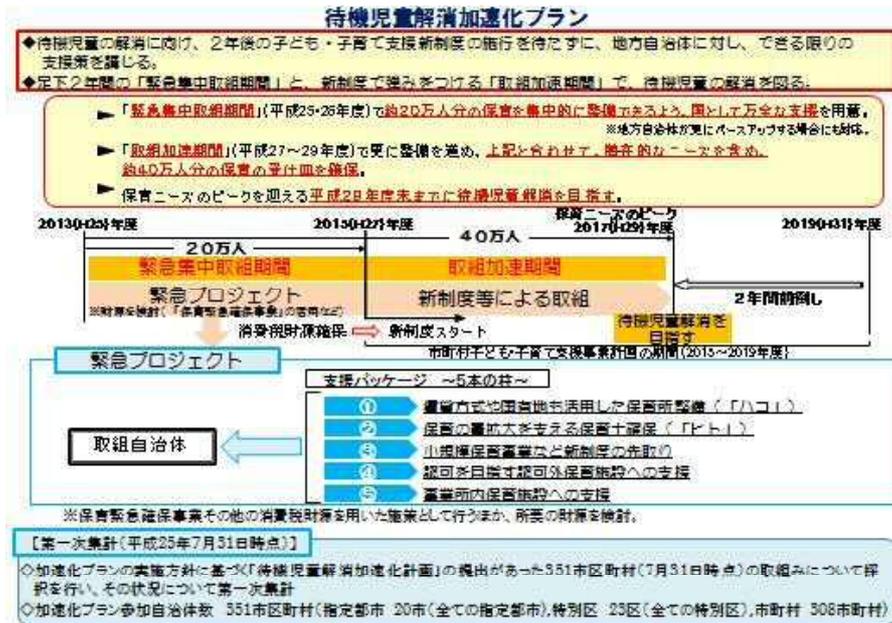
利用希望把握調査等の実施に当たっては、当該調査結果を踏まえて作成する市町村子ども・子育て支援事業計画及び市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて作成する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画が、教育・保育施設及び地域型保育事業の認可及び認定の際の需給調整の判断の基礎となることを勘案して、地域の実情に応じた適切な区域で行うこと。

また、都道府県は、利用希望把握調査等が円滑に行われるよう、市町村に対する助言、調整等に努めること。その際、認可外保育施設及び私立幼稚園の運営の状況等について市町村に対する情報提供を行う等、密接に連携を図ること。

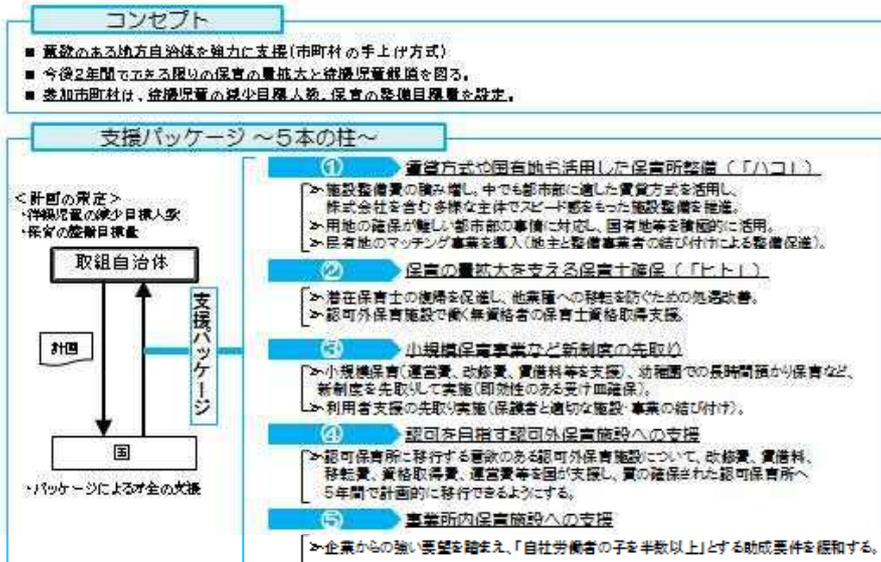
2. 提供体制確保の実施時期の設定

市町村子ども・子育て支援事業計画における提供体制確保の実施時期は、「待機児童解消加速化プラン」において目標年次としている平成29年度末までに、各年度の量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定する。

【参考】待機児童解消加速化プラン



緊急プロジェクト(平成25・26年度)



待機児童解消加速化プランの支援パッケージ

〇 層在ニーズも考慮した待機児童の解消を強力に進めるため、層在ニーズも考慮した待機児童の解消に意欲のある自治体の手上げ方式により、以下の支援策を総合的に実施。(この他、所要の保育所運営費も確保)

〔注〕以下については、現段階で想定しているものであり、今後変更があり得る。

～5本の柱～

<p>1. 賃貸方式や国等地も活用した保育所整備【ハコ】 〔施設整備費〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 〇保育所緊急整備事業 〔改修費・賃借料等〕 〇賃貸物件を活用した保育所整備事業 〔改修費・賃借料等〕 〔※〕〇小規模保育設置促進事業(10月18日付要綱改正で追加) 〔※〕〇幼稚園預かり保育改修事業 〔※〕〇家庭時保育改修事業 〔※〕〇民有地マッチング事業 〇国等地、公有地の活用 	<p>3. 小規模保育事業など新制度の先取り 〔小規模保育運営支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔※〕〇小規模保育事業(利用定員8人以上19人以下の施設)への運営費支援(10月18日付要綱改正で追加) 〇グループ型小規模保育事業(複数の保育ママが同一の場で実施)への運営費支援 〔長時間預かり保育支援事業〕 〔※〕〇幼稚園で行う長時間預かり保育への運営費支援 〔利用者支援〕 〔※〕〇利用者支援の強化に向けた専任職員の配置〔※〕
<p>2. 保育の量拡大を支える保育士確保【ヒト】 〔保育士確保施策〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 〇保育士養成施設新増設業者の確保 〇保育士の職業継続支援 〇層在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置 〔※〕〇再就職前研修の実施 〔※〕〇職歴活用借借り上げ支援 〔※〕〇保育士の資格取得と継続雇用の支援 〇認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援 〇保育士養成施設入学者に対する格差資金貸付 〔※〕〇保育士の処遇改善 〇保育士の処遇改善 	<p>4. 認可を目指す認可外保育施設への支援 〔整備費支援〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔※〕〇改修費、賃借料等(10月18日付要綱改正で追加) 〔※〕〇一定程度の基準を満たした施設への運営費支援 〔※〕〇認可化移行可能性調査費 〔※〕〇移転費用、仮設費用等(10月18日付要綱改正で追加) 〔※〕〇認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援〔再掲〕 <p>5. 事業所内保育施設への支援 〔※〕〇助成要件を緩和〔※〕(平成25年度予算数量要求中)</p>

保育の量的拡大と質の確保

〔注1〕「6. 事業所内保育施設への支援」は労働保険特別会計、その他の事業は次中心基金により実施。

〔注2〕※は対象を複数(保育園等)に適用するなど。(次頁以降も同様)

3

(子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案))

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) 各年度における教育・保育の量の見込み(略)

(二) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育提供区域ごと及び次のアからウまでに掲げる区分ごとに、それぞれ次のアからウまでに掲げる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

その際、子ども・子育て支援制度が、保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保を目的の一つとしていることに鑑み、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望を十分に踏まえた上で定めること。

この場合において、市町村は、(一)で定めた保育利用率を踏まえ、「待機児童解消加速化プラン」(平成二十五年四月十九日内閣総理大臣公表)において目標年次としてある平成二十九年度末までに、(一)により定めた各年度の量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

(以下略)

＜2＞量の見込みの算出

1. 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

下記の事業については、全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごとに「量の見込み」の算出を行う。

図表1 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

	対象事業	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5歳
	保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5歳
3	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0歳、1・2歳
4	時間外保育事業	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	0～18歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳
		0～5歳
9	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～3年生、 4～6年生
11	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生